

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	○ 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 ……	福利・給与課	1頁
	○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……………	教 職 員 課	4頁
	○ 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例 ……………	高 校 教 育 課	6頁
	○ 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 ……………	教 職 員 課	7頁
	○ 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 ……………	福利・給与課	8頁
	○ 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する 条例 ……………	福利・給与課	54頁
	○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ……	教 職 員 課	55頁

お 知 ら せ

令和7年3月21日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

(教育委員会関係抜粋)

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第九号

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(略)

(三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第三条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例(平成十三年三重県条例第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一 (略) 二 十二月 百分の百七十五 2 (略)	(給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一 (略) 二 十二月 百分の百七十 2 (略)

第四条 三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第二条 教育長の給料の額は、月額八十二万一千円の範囲内で知事が定める。 (給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一 六月 百分の百七十二・五 二 十二月 百分の百七十二・五 2 (略)	(給料) 第二条 教育長の給料の額は、月額八十万八千円の範囲内で知事が定める。 (給料以外の給与) 第三条 教育長には、前条に規定する給料のほか、通勤手当、期末手当及び退職手当を一般職に属する県職員の例により支給する。ただし、期末手当の額については、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とし、退職手当の額については、三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）第六条の四の規定を適用しないで計算した額とする。 一 六月 百分の百七十 二 十二月 百分の百七十五 2 (略)

(略)

(特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十一条 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十六年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条、第三条関係）

区 分		報 酬 額		旅 費 額
教育委員会の委員		月額 六六、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	知事及び副知事の旅費相当額
選挙管理委員会の委員	委員長	月額 六六、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 五八、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
	委員	月額 六六、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 五八、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
人事委員会の委員	委員長	月額 六六、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 五八、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
	委員	月額 六六、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 五八、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
公安委員会の委員	委員長	月額 七二、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 六二、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
	委員	月額 七二、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	
		月額 六二、〇〇〇円	日額 二一、〇〇〇円	

労働委員会の委員	会長	月額 六六、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	公益委員	月額 六〇、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	その他の委員	月額 五八、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
監査委員	識見を有する者からの選任委員	月額 七七、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	議会選出委員	月額 五八、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
収用委員会の委員及び予備委員	会長	月額 二九、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	委員	月額 二五、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	予備委員	日額 二一、〇〇〇円
	海区漁業調整委員会の委員	会長
日額 二一、〇〇〇円		
委員		月額 三六、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 二二、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
	委員	月額 一八、〇〇〇円
		日額 二一、〇〇〇円
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項の規定に基づき設置される附属機関の委員その他の構成員	日額二一、五〇〇円以内 で予算の範囲内において知事が定める額	
その他	日額一九、五〇〇円以内 又は月額二二五、〇〇〇円以内で予算の範囲内において知事が定める額	
一般職に属する県職員の旅費相当額		

附 則
(施行期日等)

- 1 この条例中第一条、第三条、第五条、第七条、第九条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、そ

の他の規定は令和七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正後の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第二条の規定、第五条の規定による改正後の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正後の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定（次項においてこれらを「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月の期末手当から適用する。

（期末手当の内払）

3 第一条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第四条の規定、第三条の規定による改正前の三重県教育委員会教育長の給与等に関する条例第二条の規定、第五条の規定による改正前の常勤の人事委員会委員の給与及び旅費に関する条例第二条の規定、第七条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員の給与及び旅費条例第二条の規定及び第九条の規定による改正前の公営企業管理者の給与及び旅費条例第二条の規定に基づいて令和六年十二月に支給された期末手当は、新条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（教育委員会関係按）

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（略）

（職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第八条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 （略） （改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第一条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律	附 則 1 （略） （改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置） 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第一条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律

により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）」とする。

（改正後の職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 （略）

（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 5 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、

により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）」とする。

（改正後の職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 3 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項及び第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第二条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二条の三第二号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

4 （略）

（改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 5 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員をいう。）は、第四条の規定による改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、

同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の三第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 6 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。」とする。

同条例第四条、第五条第二項、第七条の二第一項、第八条の三第二項、第八条の四第一項及び第十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

（改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

- 6 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）に対する第六条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第二条第二項の適用については、同項第一号中「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員であつて、短時間勤務の職（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める職員を除く。）を除く。」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第七条及び第八条の規定並びに附則第六項から第十一項まで及び第十三項の規定は、令和七年四月一日から施行する。
（略）

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第十二号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年三重県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報酬) 第二条 (略) 2 前項で定める報酬の額は、年額四百三十二万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。 3 5 (略)	(報酬) 第二条 (略) 2 前項で定める報酬の額は、年額三百九十六万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。 3 5 (略)

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十四号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例（昭和三十二年三重県条例第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(県立学校職員の定数) 第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 中学校 校長、教員及び養護教員 一五人 事務職員 一人 計 一六人 二 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八〇六人 事務職員及び技術職員 二四九人 その他の職員 五六人 計 三、一二一人 三 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二二七人 栄養教諭及び学校栄養職員 一四人 事務職員 七一人 その他の職員 三人 計 一、三二五人 (市町立学校職員の定数) 第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 五、八八二人 養護教員 三四六人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇五人 事務職員 三六五人 計 六、六九八人 二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三四五人	(県立学校職員の定数) 第三条 県立学校の職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 高等学校 校長、教員、養護教員及び実習助手 二、八四六人 事務職員及び技術職員 二四九人 その他の職員 五六人 計 三、一五一人 二 特別支援学校 校長、教員、養護教員、実習助手及び寄宿舎指導員 一、二〇四人 栄養教諭及び学校栄養職員 一四人 事務職員 七三人 その他の職員 三人 計 一、二九四人 (市町立学校職員の定数) 第四条 市町立学校職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。） 校長及び教員 五、八九七人 養護教員 三五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 一〇五人 事務職員 三六五人 計 六、七一七人 二 中学校（義務教育学校の後期課程を含む。） 校長及び教員 三、三四〇人

養護教員 一五一人 栄養教諭及び学校栄養職員 三四人 事務職員 一七七人 計 三、七〇七人	養護教員 一五〇人 栄養教諭及び学校栄養職員 三四人 事務職員 一七六人 計 三、七〇〇人
--	--

附 則
この条例は、令和七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。
令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十五号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)
第一条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(扶養手当) 第十五条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万九百円とする。 4 ～ 8 (略) (期末手当) 第二十三条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 ～ 四 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。 4 ～ 6 (略) (勤勉手当) 第二十四条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員	(扶養手当) 第十五条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万円とする。 4 ～ 8 (略) (期末手当) 第二十三条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十一・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 ～ 四 (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」とする。 4 ～ 6 (略) (勤勉手当) 第二十四条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員

以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 （略）	以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百二・五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五を乗じて得た額の総額 3 ～ 5 （略）
---	---

別表第一 から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	301,000	357,400	426,700
	2	202,500	250,200	302,800	358,800	428,500
	3	204,900	251,700	304,600	360,200	430,300
	4	207,100	253,200	306,400	361,600	431,900
	5	209,400	254,700	308,200	363,000	433,400
	6	211,800	256,000	310,000	364,300	434,900
	7	214,100	257,200	311,800	365,600	436,700
	8	216,400	258,400	313,500	366,900	438,500
	9	218,700	259,800	315,200	368,100	440,200
	10	221,100	261,000	317,000	369,600	442,000
	11	223,400	262,300	318,800	371,100	443,900
	12	225,700	263,600	320,600	372,500	445,700
	13	228,100	264,900	322,500	373,800	447,400
	14	230,300	266,800	324,300	375,300	449,300
	15	232,500	268,600	326,100	376,800	451,100
	16	234,700	270,400	327,800	378,200	453,000
	17	236,900	272,100	329,400	379,600	454,700
	18	238,800	274,300	331,300	381,100	456,500
	19	240,600	276,500	333,200	382,500	458,300
	20	242,400	278,700	335,100	383,900	460,100
	21	244,200	280,900	336,900	385,300	461,700
	22	245,600	283,100	338,900	386,800	463,400
	23	247,000	285,300	340,700	388,300	465,300
	24	248,400	287,400	342,500	389,700	467,000
	25	249,700	289,400	344,200	391,000	468,700
	26	251,000	291,300	345,900	392,500	470,300
	27	252,200	293,200	347,500	394,000	471,800
	28	253,400	295,000	349,100	395,500	473,300
	29	254,500	296,800	350,700	396,900	474,800
	30	255,700	298,700	352,000	398,400	476,100
	31	256,900	300,500	353,200	399,900	477,400
	32	258,100	302,200	354,400	401,400	478,700
	33	259,200	303,900	355,700	402,800	479,900
	34	260,500	305,700	357,300	404,400	480,600
	35	261,800	307,400	358,900	406,000	481,300
	36	263,100	309,000	360,400	407,500	482,000
	37	264,500	310,600	361,900	408,700	482,600
	38	265,900	312,300	363,500	410,100	483,300
	39	267,200	314,100	365,100	411,500	484,000
	40	268,500	315,800	366,600	412,800	484,700

	41	269,800	317,100	368,100	414,400	485,300
	42	270,800	319,000	369,700	415,800	486,000
	43	271,800	320,800	371,300	417,100	486,700
	44	272,700	322,500	372,800	418,500	487,400
	45	273,400	324,200	374,300	419,900	488,000
	46	274,200	326,100	375,900	421,200	
	47	275,000	327,800	377,500	422,700	
	48	275,800	329,500	379,000	424,200	
	49	276,600	331,200	380,500	425,800	
	50	277,400	333,000	382,000	427,200	
	51	278,100	334,800	383,500	428,800	
	52	278,900	336,500	384,900	430,300	
	53	279,700	338,200	386,300	432,000	
	54	280,500	339,500	387,800	433,500	
	55	281,300	340,800	389,200	435,100	
	56	282,100	342,100	390,600	436,700	
	57	282,800	343,600	392,100	438,200	
	58	283,400	345,200	393,700	439,700	
	59	284,200	346,700	395,300	440,900	
	60	285,100	348,300	396,700	442,100	
	61	285,900	349,800	397,900	443,300	
	62	286,500	351,400	399,300	444,600	
	63	287,300	353,000	400,700	445,800	
	64	288,000	354,500	402,000	447,000	
	65	289,000	356,000	403,200	448,100	
	66	289,800	357,600	404,400	449,300	
	67	290,600	359,200	405,700	450,500	
	68	291,300	360,700	407,000	451,700	
	69	292,000	362,200	408,300	452,900	
	70	292,800	363,800	409,600	454,100	
	71	293,600	365,400	411,000	455,300	
	72	294,300	366,900	412,200	456,500	
	73	295,000	368,400	413,400	457,600	
	74	295,700	370,000	414,800	458,200	
	75	296,400	371,600	416,200	458,700	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	76	297,000	373,100	417,500	459,200	
	77	297,600	374,600	418,700	459,700	
	78	298,300	376,000	419,900	460,300	
	79	299,000	377,400	421,200	460,800	
	80	299,600	378,700	422,600	461,300	
	81	300,200	380,000	423,900	461,800	
	82	300,900	381,400	425,100	462,400	
	83	301,600	382,800	426,100	462,900	
	84	302,300	384,100	427,300	463,400	

	85	303,000	385,200	428,500	463,900	
	86	303,800	386,600	429,600		
	87	304,500	387,900	430,800		
	88	305,200	389,200	431,800		
	89	305,900	390,400	432,900		
	90	306,800	391,700	433,900		
	91	307,600	392,800	434,900		
	92	308,400	394,000	435,900		
	93	308,900	395,200	436,800		
	94	309,700	396,300	437,600		
	95	310,500	397,500	438,400		
	96	311,300	398,700	439,200		
	97	312,000	400,100	439,900		
	98	312,800	401,100	440,300		
	99	313,600	402,100	440,700		
	100	314,300	403,100	441,100		
	101	315,100	404,000	441,500		
	102	316,000	405,000	441,800		
	103	316,900	406,100	442,100		
	104	317,700	407,200	442,300		
	105	318,300	407,900	442,600		
	106	319,100	408,800	442,900		
	107	319,900	409,700	443,200		
	108	320,700	410,600	443,400		
	109	321,400	411,400	443,600		
	110	321,800	412,200	443,900		
	111	322,200	413,000	444,200		
	112	322,700	413,800	444,400		
	113	323,200	414,400	444,600		
	114	323,600	415,100	444,900		
	115	324,100	415,800	445,200		
	116	324,500	416,500	445,400		
	117	325,000	417,100	445,600		
	118	325,500	417,600			
	119	325,900	418,000			
	120	326,400	418,300			
	121	326,900	418,600			
	122	327,300	418,900			
	123	327,800	419,200			
	124	328,300	419,400			
	125	328,900	419,600			
	126	329,200	419,900			
	127	329,500	420,200			
	128	329,800	420,400			

	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 241,300	円 281,900	円 311,000	円 339,400	円 424,700

備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第9条関係）

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	301,000	326,700	416,400
	2	202,500	224,200	302,800	328,800	417,900
	3	204,900	226,700	304,600	330,900	419,400
	4	207,100	229,200	306,400	333,000	420,800
	5	209,400	231,700	308,200	335,000	422,100
	6	211,800	234,200	310,000	337,100	423,500
	7	214,100	236,700	311,800	339,200	424,900
	8	216,400	239,200	313,500	341,300	426,300
	9	218,700	241,700	315,200	343,300	427,700
	10	221,100	243,500	317,000	345,400	429,100
	11	223,400	245,200	318,800	347,500	430,500
	12	225,700	246,900	320,600	349,500	431,800
	13	228,100	248,600	322,500	351,500	433,100
	14	230,300	250,200	324,300	353,000	434,500
	15	232,500	251,700	326,100	354,500	435,900
	16	234,700	253,200	327,800	356,000	437,300
	17	236,900	254,700	329,400	357,400	438,500
	18	238,800	256,000	331,300	358,800	439,800
	19	240,600	257,200	333,200	360,200	441,000
	20	242,400	258,400	335,100	361,600	442,300
	21	244,200	259,800	336,900	363,000	443,400
	22	245,600	261,000	338,900	364,300	444,500
	23	247,000	262,300	340,700	365,600	445,700
	24	248,400	263,600	342,500	366,900	446,900
	25	249,700	264,900	344,200	368,100	448,200
	26	250,900	266,800	345,900	369,400	449,400
	27	252,000	268,600	347,500	370,600	450,400
	28	253,100	270,400	349,100	371,800	451,500
	29	254,300	272,100	350,700	373,000	452,700
	30	255,600	274,300	352,000	374,200	453,500
	31	256,800	276,500	353,200	375,400	454,300
	32	258,000	278,700	354,400	376,500	455,200
	33	259,100	280,900	355,700	377,600	456,100
	34	260,300	283,100	357,100	378,800	456,600
	35	261,500	285,300	358,500	380,000	457,100
	36	262,700	287,400	359,800	381,100	457,600
	37	263,900	289,400	361,100	382,200	458,100
	38	265,100	291,300	362,500	383,400	458,600
	39	266,300	293,200	363,900	384,600	459,100
	40	267,500	295,000	365,200	385,700	459,600

	41	268,700	296,800	366,500	386,800	460,100
	42	269,800	298,700	367,900	388,000	460,600
	43	270,900	300,500	369,200	389,200	461,100
	44	272,000	302,200	370,500	390,300	461,600
	45	273,000	303,900	371,800	391,400	462,100
	46	273,800	305,700	373,000	392,600	
	47	274,600	307,400	374,200	393,800	
	48	275,400	309,000	375,400	395,000	
	49	276,100	310,600	376,600	396,200	
	50	276,900	312,300	377,800	397,500	
	51	277,600	314,100	379,000	398,700	
	52	278,300	315,800	380,200	399,900	
	53	279,100	317,100	381,300	401,100	
	54	279,900	319,000	382,500	402,400	
	55	280,700	320,800	383,700	403,400	
	56	281,400	322,500	384,900	404,500	
	57	282,100	324,200	386,000	405,700	
	58	282,900	326,100	387,300	406,900	
	59	283,700	327,800	388,600	408,100	
	60	284,400	329,500	389,800	409,300	
	61	285,000	331,200	390,700	410,400	
	62	285,700	333,000	391,900	411,400	
	63	286,400	334,800	392,900	412,700	
	64	287,000	336,500	394,000	413,900	
	65	287,700	338,200	394,800	415,100	
	66	288,400	339,500	395,900	416,200	
	67	289,100	340,800	396,900	417,300	
	68	289,800	342,100	397,900	418,400	
	69	290,500	343,600	399,000	419,400	
	70	291,300	345,100	400,000	420,600	
	71	292,000	346,600	401,100	421,800	
	72	292,700	348,100	402,200	423,000	
	73	293,200	349,500	403,200	423,600	
	74	293,900	351,000	404,300	424,400	
	75	294,600	352,500	405,400	425,100	
	76	295,200	354,000	406,400	425,600	
	77	295,800	355,400	407,300	425,900	
	78	296,500	356,900	408,200	426,200	
	79	297,100	358,400	409,200	426,600	
	80	297,700	359,900	410,200	427,000	
	81	298,300	361,300	411,000	427,300	
	82	298,900	362,600	411,800	427,700	
	83	299,500	363,900	412,500	428,000	
	84	300,100	365,100	413,300	428,300	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

85	300,600	366,300	414,000	428,600
86	301,100	367,500	414,600	429,000
87	301,600	368,700	415,300	429,300
88	302,100	369,800	416,000	429,600
89	302,500	370,900	416,600	429,900
90	303,100	372,000	417,300	430,200
91	303,600	373,100	417,800	430,500
92	304,100	374,200	418,400	430,700
93	304,400	375,300	418,800	430,900
94	304,900	376,500	419,200	431,200
95	305,400	377,600	419,500	431,500
96	305,800	378,700	419,800	431,700
97	306,200	379,700	420,000	431,900
98	306,700	380,700	420,300	432,200
99	307,200	381,600	420,600	432,500
100	307,600	382,500	420,800	432,700
101	308,000	383,300	421,000	432,900
102	308,400	384,300	421,300	
103	308,800	385,200	421,600	
104	309,100	386,100	421,800	
105	309,300	386,900	422,000	
106	309,600	387,800	422,300	
107	309,900	388,700	422,600	
108	310,100	389,600	422,800	
109	310,300	390,400	423,000	
110	310,500	391,400	423,300	
111	310,800	392,300	423,600	
112	311,100	393,200	423,800	
113	311,300	393,800	424,000	
114	311,500	394,700	424,300	
115	311,700	395,600	424,600	
116	312,000	396,500	424,800	
117	312,300	397,300	425,000	
118	312,500	398,000		
119	312,800	398,800		
120	313,100	399,600		
121	313,300	400,200		
122	313,500	400,900		
123	313,700	401,600		
124	314,000	402,200		
125	314,300	402,800		
126		403,500		
127		404,000		
128		404,600		

	129		405, 200			
	130		405, 800			
	131		406, 300			
	132		406, 800			
	133		407, 100			
	134		407, 400			
	135		407, 700			
	136		408, 000			
	137		408, 300			
	138		408, 600			
	139		408, 900			
	140		409, 200			
	141		409, 500			
	142		409, 800			
	143		410, 100			
	144		410, 400			
	145		410, 600			
	146		410, 900			
	147		411, 200			
	148		411, 400			
	149		411, 600			
	150		411, 900			
	151		412, 200			
	152		412, 400			
	153		412, 600			
	154		412, 900			
	155		413, 200			
	156		413, 400			
	157		413, 600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232, 500	円 278, 800	円 306, 200	円 332, 800	円 414, 700

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第9条関係）

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	261,300	306,300	343,900
	2	191,200	231,100	262,500	307,800	345,600
	3	193,400	232,500	263,600	309,300	347,300
	4	195,500	233,900	264,700	310,800	348,900
	5	197,600	235,200	265,800	312,300	350,500
	6	199,700	236,400	266,600	313,700	352,200
	7	201,800	237,400	267,400	315,100	353,800
	8	203,700	238,400	268,200	316,500	355,400
	9	205,600	239,500	269,000	317,800	357,000
	10	207,600	240,700	269,800	319,200	358,700
	11	209,600	242,000	270,600	320,600	360,400
	12	211,800	243,300	271,400	322,000	362,000
	13	213,500	244,600	272,200	323,400	363,500
	14	215,600	245,900	273,000	325,000	365,200
	15	218,000	247,200	273,800	326,500	366,800
	16	220,200	248,400	274,600	328,000	368,400
	17	222,500	249,600	275,400	329,500	370,000
	18	223,700	250,800	276,200	331,100	371,600
	19	224,900	252,000	277,000	332,600	373,200
	20	226,100	253,200	277,800	334,100	374,800
	21	227,300	254,300	278,600	335,600	376,400
	22	228,300	255,200	279,400	337,200	378,400
	23	229,300	256,000	280,200	338,700	380,400
	24	230,200	256,800	281,000	340,200	382,400
	25	231,200	257,600	281,800	341,700	383,800
	26	232,200	258,400	282,700	343,300	385,500
	27	233,100	259,200	283,600	344,900	387,200
	28	234,000	260,000	284,400	346,400	388,900
	29	234,900	260,800	285,200	347,700	390,600
	30	235,800	261,600	286,100	349,200	392,100
	31	236,700	262,400	287,000	350,700	393,600
	32	237,600	263,200	287,800	352,200	395,100
	33	238,400	264,000	288,600	353,700	396,400
	34	239,200	264,800	289,700	355,200	397,700
	35	240,000	265,500	290,700	356,700	399,000
	36	240,800	266,300	291,700	358,100	400,100
	37	241,600	267,200	292,700	359,500	401,200
	38	242,400	268,000	293,800	361,100	402,300
	39	243,200	268,800	294,800	362,600	403,400
	40	244,000	269,600	295,800	364,100	404,500

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	244,600	270,400	296,800	365,300	405,300
	42	245,200	271,200	297,800	366,400	406,100
	43	245,800	272,000	298,800	367,600	406,900
	44	246,300	272,800	299,800	368,700	407,700
	45	246,800	273,500	300,800	369,700	408,100
	46	247,400	274,300	302,000	370,500	408,700
	47	247,900	275,100	303,100	371,500	409,200
	48	248,300	275,900	304,200	372,600	409,600
	49	248,700	276,600	305,300	373,600	410,000
	50	249,200	277,400	306,400	374,600	410,200
	51	249,700	278,100	307,500	375,600	410,500
	52	250,200	278,800	308,600	376,500	410,800
	53	250,500	279,500	309,700	377,300	411,100
	54	250,800	280,200	310,800	378,100	411,400
	55	251,100	280,900	311,900	379,000	411,700
	56	251,400	281,600	313,000	379,800	412,000
	57	251,700	282,300	314,000	380,300	412,200
	58	252,000	283,000	315,000	381,100	412,500
	59	252,300	283,700	316,000	381,900	412,800
	60	252,600	284,300	317,000	382,700	413,100
	61	252,900	284,900	318,000	383,100	413,300
	62	253,200	285,600	319,000	383,800	413,600
	63	253,500	286,300	320,000	384,500	413,900
	64	253,800	286,900	320,900	385,100	414,200
	65	254,100	287,500	321,800	385,500	414,400
	66	254,400	288,200	322,600	386,000	
	67	254,700	288,900	323,300	386,600	
	68	255,000	289,500	324,000	387,200	
	69	255,300	290,100	324,600	387,600	
	70	255,600	290,800	325,300	388,100	
	71	255,900	291,500	325,900	388,600	
	72	256,100	292,100	326,500	389,100	
	73	256,300	292,700	327,100	389,700	
	74	256,600	293,200	327,300	390,200	
	75	256,900	293,600	327,800	390,800	
	76	257,100	294,000	328,300	391,400	
	77	257,300	294,400	328,900	391,900	
	78	257,600	294,700	329,400	392,400	
	79	257,900	295,000	329,900	392,900	
	80	258,100	295,300	330,300	393,400	
	81	258,300	295,600	330,900	393,700	
	82	258,600	295,900	331,400	394,200	
	83	258,900	296,200	331,800	394,600	
	84	259,100	296,500	332,300	395,000	

	85	259,300	296,700	332,800	395,400	
	86		296,900	333,200		
	87		297,100	333,400		
	88		297,300	333,700		
	89		297,700	334,100		
	90		297,900	334,500		
	91		298,100	334,800		
	92		298,300	335,100		
	93		298,700	335,400		
	94		298,900	335,600		
	95		299,100	336,000		
	96		299,400	336,300		
	97		299,700	336,500		
	98		299,900	336,800		
	99		300,100	337,100		
	100		300,400	337,400		
	101		300,700	337,600		
	102		300,900	337,900		
	103		301,100	338,200		
	104		301,400	338,400		
	105		301,700	338,600		
	106			338,800		
	107			339,200		
	108			339,400		
	109			339,600		
	110			340,000		
	111			340,400		
	112			340,800		
	113			341,000		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	264,100	290,100	312,600	337,800
	2	184,700	234,300	265,100	291,700	314,300	339,700
	3	186,000	235,800	266,100	293,200	316,000	341,500
	4	187,200	237,300	267,100	294,700	317,500	343,300
	5	188,400	238,800	268,100	296,200	318,900	345,000
	6	190,200	240,300	269,100	297,700	320,200	346,700
	7	191,800	241,800	270,100	299,100	321,500	348,300
	8	193,500	243,300	271,100	300,400	322,800	350,000
	9	195,200	244,800	272,100	301,600	324,100	351,600
	10	197,000	246,200	273,100	303,100	325,900	353,300
	11	198,700	247,600	274,100	304,600	327,700	354,900
	12	200,400	249,000	275,100	306,000	329,400	356,500
	13	202,100	250,200	276,100	307,400	331,100	358,000
	14	203,900	251,400	277,100	308,500	332,800	359,700
	15	205,700	252,600	278,100	309,500	334,500	361,300
	16	207,500	253,800	279,200	310,700	336,200	362,900
	17	208,900	254,900	280,200	311,900	337,800	364,500
	18	210,600	256,000	281,500	313,500	339,500	366,300
	19	212,300	257,100	282,800	315,100	341,200	367,800
	20	213,900	258,200	284,000	316,700	342,800	369,400
	21	215,500	259,200	285,300	318,200	344,300	370,800
	22	217,200	260,200	286,600	319,800	345,900	372,400
	23	218,900	261,200	287,800	321,400	347,500	374,000
	24	220,600	262,200	289,000	323,000	349,000	375,500
	25	222,300	263,200	290,100	324,500	350,400	377,400
	26	224,100	264,100	291,300	326,200	352,100	379,300
	27	225,500	265,000	292,600	327,800	353,700	381,200
	28	226,900	265,900	293,900	329,400	355,300	383,000
	29	228,300	266,700	295,200	330,800	356,500	384,500
	30	229,500	267,500	296,200	332,500	358,000	386,300
	31	230,600	268,300	297,200	334,200	359,500	388,000
	32	231,700	269,100	298,300	335,800	361,000	389,600
	33	232,800	269,800	299,400	337,000	362,700	391,300
	34	233,900	270,600	300,600	338,900	364,500	392,700
	35	235,000	271,400	301,700	340,600	366,200	394,100
	36	236,100	272,100	302,900	342,200	367,900	395,500
	37	237,200	272,800	304,100	343,700	369,300	396,900
	38	238,200	273,600	305,400	345,300	370,600	398,100
	39	239,200	274,400	306,700	346,900	371,800	399,300
	40	240,100	275,100	308,000	348,500	373,200	400,300

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241,000	275,800	309,300	350,200	374,300	401,400
	42	241,900	276,600	310,600	352,000	375,200	402,600
	43	242,700	277,400	311,900	353,800	376,200	403,700
	44	243,500	278,100	313,200	355,600	377,300	404,800
	45	244,200	278,800	314,500	357,100	378,100	405,500
	46	244,800	279,500	315,800	358,500	379,000	406,200
	47	245,400	280,200	317,100	359,900	379,900	406,900
	48	246,000	280,900	318,200	361,300	380,700	407,600
	49	246,600	281,600	319,100	362,800	381,500	408,200
	50	247,200	282,300	320,400	363,600	382,300	408,800
	51	247,800	283,000	321,700	364,600	383,100	409,300
	52	248,300	283,700	323,000	365,600	383,800	409,700
	53	248,800	284,300	324,200	366,500	384,500	410,100
	54	249,200	285,000	325,500	367,600	385,200	410,300
	55	249,500	285,600	326,700	368,500	385,900	410,600
	56	249,800	286,300	327,900	369,500	386,600	410,900
	57	250,100	286,900	329,200	370,400	387,100	411,200
	58	250,400	287,600	330,300	371,100	387,700	411,500
	59	250,700	288,200	331,400	371,800	388,300	411,800
	60	251,000	288,900	332,500	372,400	389,000	412,100
	61	251,300	289,500	333,200	372,800	389,400	412,300
	62	251,600	290,200	334,100	373,400	390,000	412,600
	63	251,900	290,800	334,800	374,100	390,600	412,900
	64	252,200	291,300	335,600	374,800	391,100	413,200
	65	252,500	291,800	336,400	375,100	391,500	413,400
	66	252,800	292,400	336,800	375,800	392,100	413,700
	67	253,100	292,900	337,400	376,500	392,700	414,000
	68	253,400	293,500	338,100	377,100	393,200	414,300
	69	253,700	294,000	338,900	377,400	393,600	414,500
	70	254,000	294,500	339,600	377,900	394,100	414,800
	71	254,300	295,100	340,300	378,500	394,600	415,100
	72	254,600	295,700	340,900	379,100	395,200	415,300
	73	254,900	296,200	341,400	379,400	395,500	415,500
	74	255,200	296,700	342,000	380,000	395,900	415,800
	75	255,500	297,100	342,500	380,700	396,300	416,100
	76	255,800	297,400	343,100	381,300	396,700	416,300
	77	256,100	297,600	343,400	381,700	397,000	416,500
	78	256,400	297,900	343,900	382,200	397,300	416,800
	79	256,700	298,100	344,300	382,800	397,600	417,100
	80	257,000	298,400	344,700	383,300	397,800	417,300
	81	257,300	298,600	345,100	383,800	398,000	417,500
	82	257,600	298,800	345,600	384,400	398,300	417,800
	83	257,900	299,100	346,100	384,900	398,600	418,100
	84	258,200	299,300	346,600	385,200	398,800	418,300

	85	258,500	299,600	346,900	385,600	399,000	418,500
	86	258,800	299,900	347,300	386,100	399,300	
	87	259,100	300,200	347,700	386,500	399,600	
	88	259,400	300,500	348,100	386,900	399,800	
	89	259,700	300,800	348,400	387,300	400,000	
	90	260,000	301,100	348,800	387,800	400,300	
	91	260,300	301,400	349,200	388,200	400,600	
	92	260,600	301,800	349,600	388,600	400,800	
	93	260,900	302,000	349,800	388,900	401,000	
	94		302,200	350,200			
	95		302,500	350,600			
	96		302,900	351,000			
	97		303,100	351,200			
	98		303,400	351,600			
	99		303,800	352,000			
	100		304,200	352,300			
	101		304,400	352,600			
	102		304,700	353,000			
	103		305,000	353,400			
	104		305,300	353,800			
	105		305,500	354,300			
	106		305,800	354,700			
	107		306,100	355,100			
	108		306,400	355,500			
	109		306,600	356,000			
	110		307,000	356,400			
	111		307,400	356,700			
	112		307,700	357,000			
	113		307,900	357,500			
	114		308,100				
	115		308,400				
	116		308,800				
	117		309,000				
	118		309,200				
	119		309,500				
	120		309,800				
	121		310,200				
	122		310,400				
	123		310,700				
	124		311,000				
	125		311,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,800	円 222,300	円 262,800	円 282,500	円 297,700	円 323,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

第二条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(扶養手当) 第十五条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 一 六 (略) 3 扶養手当の月額、前項第一号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万三千円、同項第二号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円とする。 4 扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に当該期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。	(扶養手当) 第十五条 (略) 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。 一 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) 二 七 (略) 3 扶養手当の月額、前項第一号及び第三号から第七号までのいずれかに該当する扶養親族については一人につき六千五百円、同項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。)については一人につき一万九百円とする。 4 扶養親族である子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。 5 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を県委員会又はその委任を受けた者に届け出なければならない。 一 新たに扶養親族である要件を具備するに至つた者がある場合 二 扶養親族である要件を欠くに至つた者がある場合(扶養親族である子又は第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族である要件を欠くに至つた場合を除く。) 6 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族である要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月

- 5 | 前各項に規定するもののほか、扶養親族の届出その他扶養手当の支給に関し必要な事項及び扶養親族の認定に関し必要な事項は、規則で定める。
- (地域手当)
- 第十五条の二 (略)
- 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 1・二 (略)
- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 三 | 三級地 | 百分の十二 |
| 四 | 四級地 | 百分の八 |
| 五 | 五級地 | 百分の四 (規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・七) |
- 3 (略)
- (住居手当)
- 第十五条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 1 (略)
- 二 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2・3 (略)
- (通勤手当)
- 第十六条 (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に第五項第一号に掲げる事実が生じた場合
- 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第五項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族である要件を欠くに至つた場合
- 三 職員の扶養親族である子で第五項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合
- 8 第二項に掲げる扶養親族の認定に関し必要な事項は、規則で定める。
- (地域手当)
- 第十五条の二 (略)
- 2 地域手当の月額、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 1・二 (略)
- | | | |
|---|-----|---------------------------------|
| 三 | 三級地 | 百分の十五 |
| 四 | 四級地 | 百分の十二 |
| 五 | 五級地 | 百分の十 |
| 六 | 六級地 | 百分の六 |
| 七 | 七級地 | 百分の三 (規則で定める地域及び学校にあつては、百分の四・七) |
- 3 (略)
- (住居手当)
- 第十五条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
- 1 (略)
- 二 第十六条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万五千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの
- 2・3 (略)
- (通勤手当)
- 第十六条 (略)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が十五万円を超えるときは、支給単位期間につき、十五万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が十五万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等を利用し（規則で定める基準を満たす場合に限る。）、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額とする。

一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号及び次項において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この項において「一箇月当たりの運賃等相当額」という。）が六万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、六万五千円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 (略)

二 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前二号に定める額（自動車等の駐車のための施設（規則で定める施設に限る。以下この号において「駐車施設」という。）を利用し、かつ、駐車施設の利用に係る料金（以下この号及び第六項において「駐車料金」という。）を支払っているもの（規則で定める職員に限る。以下この号において「駐車施設利用職員」という。）にあつては、規則で定めるところにより、一箇月当たりの駐車料金の額に相当する額の二分の一の額（その額が三千五百円を超えるときは、三千五百円。以下この号において「一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額」という。）を加算した額）（一箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（駐車施設利用職員にあつては、一箇月当たりの駐車料金相当額の二分の一の額を加算した額）が六万五千円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、六万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第一号に定める額又は前号に定める額

3 第一項第一号又は第三号に掲げる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金、高速道路料金その他の料金等（以下この項において「特急料金等」という。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特急料金等の額の二分の一に相当する額を運賃等相当額に含めて前項の規定により算出した額

4 5 7 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十二條の三 前條第一項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつてはその額に百分の百五十を乗じて得た額)とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額

11 (略)

4 5 (略)

(期末手当)

第二十三條 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1 4 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

とする。

4 5 7 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十二條の三 前條第一項の規定に基づく規則で指定する職を占める職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第一項に規定する場合 同項の勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額(同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額)

11 (略)

4 5 (略)

(期末手当)

第二十三條 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

1 4 (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の六十八・七五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十一・二五」とする。

4 6 (略)

(勤勉手当)

第二十四條 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職

員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の百五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に百分の五十を乗じて得た額の総額 3 5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第二十五条の四 第十条、第十一条及び第十五条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額 二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の四十八・七五、十二月に支給する場合には百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額 3 5 （略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第二十五条の四 第十条、第十二条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
--	---

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第9条関係）

高 等 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	248,600	322,500	379,600	454,700
	2	202,500	250,200	324,300	381,100	456,500
	3	204,900	251,700	326,100	382,500	458,300
	4	207,100	253,200	327,800	383,900	460,100
	5	209,400	254,700	329,400	385,300	461,700
	6	211,800	256,000	331,300	386,800	463,400
	7	214,100	257,200	333,200	388,300	465,300
	8	216,400	258,400	335,100	389,700	467,000
	9	218,700	259,800	336,900	391,000	468,700
	10	221,100	261,000	338,900	392,500	470,300
	11	223,400	262,300	340,700	394,000	471,800
	12	225,700	263,600	342,500	395,500	473,300
	13	228,100	264,900	344,200	396,900	474,800
	14	230,300	266,800	345,900	398,400	476,100
	15	232,500	268,600	347,500	399,900	477,400
	16	234,700	270,400	349,100	401,400	478,700
	17	236,900	272,100	350,700	402,800	479,900
	18	238,800	274,300	352,000	404,400	480,600
	19	240,600	276,500	353,200	406,000	481,300
	20	242,400	278,700	354,400	407,500	482,000
	21	244,200	280,900	355,700	408,700	482,600
	22	245,600	283,100	357,300	410,100	483,300
	23	247,000	285,300	358,900	411,500	484,000
	24	248,400	287,400	360,400	412,800	484,700
	25	249,700	289,400	361,900	414,400	485,300
	26	251,000	291,300	363,500	415,800	486,000
	27	252,200	293,200	365,100	417,100	486,700
	28	253,400	295,000	366,600	418,500	487,400
	29	254,500	296,800	368,100	419,900	488,000
	30	255,700	298,700	369,700	421,200	
	31	256,900	300,500	371,300	422,700	
	32	258,100	302,200	372,800	424,200	
	33	259,200	303,900	374,300	425,800	
	34	260,500	305,700	375,900	427,200	
	35	261,800	307,400	377,500	428,800	
	36	263,100	309,000	379,000	430,300	
	37	264,500	310,600	380,500	432,000	
	38	265,900	312,300	382,000	433,500	
	39	267,200	314,100	383,500	435,100	
	40	268,500	315,800	384,900	436,700	

	41	269,800	317,100	386,300	438,200
	42	270,800	319,000	387,800	439,700
	43	271,800	320,800	389,200	440,900
	44	272,700	322,500	390,600	442,100
	45	273,400	324,200	392,100	443,300
	46	274,200	326,100	393,700	444,600
	47	275,000	327,800	395,300	445,800
	48	275,800	329,500	396,700	447,000
	49	276,600	331,200	397,900	448,100
	50	277,400	333,000	399,300	449,300
	51	278,100	334,800	400,700	450,500
	52	278,900	336,500	402,000	451,700
	53	279,700	338,200	403,200	452,900
	54	280,500	339,500	404,400	454,100
	55	281,300	340,800	405,700	455,300
	56	282,100	342,100	407,000	456,500
	57	282,800	343,600	408,300	457,600
	58	283,400	345,200	409,600	458,200
	59	284,200	346,700	411,000	458,700
	60	285,100	348,300	412,200	459,200
	61	285,900	349,800	413,400	459,700
	62	286,500	351,400	414,800	460,300
	63	287,300	353,000	416,200	460,800
	64	288,000	354,500	417,500	461,300
	65	289,000	356,000	418,700	461,800
	66	289,800	357,600	419,900	462,400
	67	290,600	359,200	421,200	462,900
	68	291,300	360,700	422,600	463,400
	69	292,000	362,200	423,900	463,900
	70	292,800	363,800	425,100	
	71	293,600	365,400	426,100	
	72	294,300	366,900	427,300	
	73	295,000	368,400	428,500	
	74	295,700	370,000	429,600	
	75	296,400	371,600	430,800	
	76	297,000	373,100	431,800	
	77	297,600	374,600	432,900	
	78	298,300	376,000	433,900	
	79	299,000	377,400	434,900	
	80	299,600	378,700	435,900	
	81	300,200	380,000	436,800	
	82	300,900	381,400	437,600	
	83	301,600	382,800	438,400	
	84	302,300	384,100	439,200	

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

85	303,000	385,200	439,900
86	303,800	386,600	440,300
87	304,500	387,900	440,700
88	305,200	389,200	441,100
89	305,900	390,400	441,500
90	306,800	391,700	441,800
91	307,600	392,800	442,100
92	308,400	394,000	442,300
93	308,900	395,200	442,600
94	309,700	396,300	442,900
95	310,500	397,500	443,200
96	311,300	398,700	443,400
97	312,000	400,100	443,600
98	312,800	401,100	443,900
99	313,600	402,100	444,200
100	314,300	403,100	444,400
101	315,100	404,000	444,600
102	316,000	405,000	444,900
103	316,900	406,100	445,200
104	317,700	407,200	445,400
105	318,300	407,900	445,600
106	319,100	408,800	
107	319,900	409,700	
108	320,700	410,600	
109	321,400	411,400	
110	321,800	412,200	
111	322,200	413,000	
112	322,700	413,800	
113	323,200	414,400	
114	323,600	415,100	
115	324,100	415,800	
116	324,500	416,500	
117	325,000	417,100	
118	325,500	417,600	
119	325,900	418,000	
120	326,400	418,300	
121	326,900	418,600	
122	327,300	418,900	
123	327,800	419,200	
124	328,300	419,400	
125	328,900	419,600	
126	329,200	419,900	
127	329,500	420,200	
128	329,800	420,400	

	129	330,000	420,600			
	130	330,300	420,900			
	131	330,600	421,200			
	132	330,800	421,400			
	133	331,000	421,600			
	134	331,200	421,900			
	135	331,400	422,200			
	136	331,700	422,400			
	137	332,000	422,600			
	138	332,200	422,900			
	139	332,500	423,200			
	140	332,800	423,400			
	141	333,000	423,600			
	142	333,200	423,900			
	143	333,500	424,200			
	144	333,700	424,400			
	145	334,000	424,600			
	146	334,200				
	147	334,500				
	148	334,800				
	149	335,000				
	150	335,200				
	151	335,500				
	152	335,800				
	153	336,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 241,300	円 281,900	円 311,000	円 339,400	円 424,700

備考 (一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第二（第9条関係）

中 学 校 ・ 小 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,200	221,600	322,500	351,500	438,500
	2	202,500	224,200	324,300	353,000	439,800
	3	204,900	226,700	326,100	354,500	441,000
	4	207,100	229,200	327,800	356,000	442,300
	5	209,400	231,700	329,400	357,400	443,400
	6	211,800	234,200	331,300	358,800	444,500
	7	214,100	236,700	333,200	360,200	445,700
	8	216,400	239,200	335,100	361,600	446,900
	9	218,700	241,700	336,900	363,000	448,200
	10	221,100	243,500	338,900	364,300	449,400
	11	223,400	245,200	340,700	365,600	450,400
	12	225,700	246,900	342,500	366,900	451,500
	13	228,100	248,600	344,200	368,100	452,700
	14	230,300	250,200	345,900	369,400	453,500
	15	232,500	251,700	347,500	370,600	454,300
	16	234,700	253,200	349,100	371,800	455,200
	17	236,900	254,700	350,700	373,000	456,100
	18	238,800	256,000	352,000	374,200	456,600
	19	240,600	257,200	353,200	375,400	457,100
	20	242,400	258,400	354,400	376,500	457,600
	21	244,200	259,800	355,700	377,600	458,100
	22	245,600	261,000	357,100	378,800	458,600
	23	247,000	262,300	358,500	380,000	459,100
	24	248,400	263,600	359,800	381,100	459,600
	25	249,700	264,900	361,100	382,200	460,100
	26	250,900	266,800	362,500	383,400	460,600
	27	252,000	268,600	363,900	384,600	461,100
	28	253,100	270,400	365,200	385,700	461,600
	29	254,300	272,100	366,500	386,800	462,100
	30	255,600	274,300	367,900	388,000	
	31	256,800	276,500	369,200	389,200	
	32	258,000	278,700	370,500	390,300	
	33	259,100	280,900	371,800	391,400	
	34	260,300	283,100	373,000	392,600	
	35	261,500	285,300	374,200	393,800	
	36	262,700	287,400	375,400	395,000	
	37	263,900	289,400	376,600	396,200	
	38	265,100	291,300	377,800	397,500	
	39	266,300	293,200	379,000	398,700	
	40	267,500	295,000	380,200	399,900	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	268,700	296,800	381,300	401,100
	42	269,800	298,700	382,500	402,400
	43	270,900	300,500	383,700	403,400
	44	272,000	302,200	384,900	404,500
	45	273,000	303,900	386,000	405,700
	46	273,800	305,700	387,300	406,900
	47	274,600	307,400	388,600	408,100
	48	275,400	309,000	389,800	409,300
	49	276,100	310,600	390,700	410,400
	50	276,900	312,300	391,900	411,400
	51	277,600	314,100	392,900	412,700
	52	278,300	315,800	394,000	413,900
	53	279,100	317,100	394,800	415,100
	54	279,900	319,000	395,900	416,200
	55	280,700	320,800	396,900	417,300
	56	281,400	322,500	397,900	418,400
	57	282,100	324,200	399,000	419,400
	58	282,900	326,100	400,000	420,600
	59	283,700	327,800	401,100	421,800
	60	284,400	329,500	402,200	423,000
	61	285,000	331,200	403,200	423,600
	62	285,700	333,000	404,300	424,400
	63	286,400	334,800	405,400	425,100
	64	287,000	336,500	406,400	425,600
	65	287,700	338,200	407,300	425,900
	66	288,400	339,500	408,200	426,200
	67	289,100	340,800	409,200	426,600
	68	289,800	342,100	410,200	427,000
	69	290,500	343,600	411,000	427,300
	70	291,300	345,100	411,800	427,700
	71	292,000	346,600	412,500	428,000
	72	292,700	348,100	413,300	428,300
	73	293,200	349,500	414,000	428,600
	74	293,900	351,000	414,600	429,000
	75	294,600	352,500	415,300	429,300
	76	295,200	354,000	416,000	429,600
	77	295,800	355,400	416,600	429,900
	78	296,500	356,900	417,300	430,200
	79	297,100	358,400	417,800	430,500
	80	297,700	359,900	418,400	430,700
	81	298,300	361,300	418,800	430,900
	82	298,900	362,600	419,200	431,200
	83	299,500	363,900	419,500	431,500
	84	300,100	365,100	419,800	431,700

85	300,600	366,300	420,000	431,900
86	301,100	367,500	420,300	432,200
87	301,600	368,700	420,600	432,500
88	302,100	369,800	420,800	432,700
89	302,500	370,900	421,000	432,900
90	303,100	372,000	421,300	
91	303,600	373,100	421,600	
92	304,100	374,200	421,800	
93	304,400	375,300	422,000	
94	304,900	376,500	422,300	
95	305,400	377,600	422,600	
96	305,800	378,700	422,800	
97	306,200	379,700	423,000	
98	306,700	380,700	423,300	
99	307,200	381,600	423,600	
100	307,600	382,500	423,800	
101	308,000	383,300	424,000	
102	308,400	384,300	424,300	
103	308,800	385,200	424,600	
104	309,100	386,100	424,800	
105	309,300	386,900	425,000	
106	309,600	387,800		
107	309,900	388,700		
108	310,100	389,600		
109	310,300	390,400		
110	310,500	391,400		
111	310,800	392,300		
112	311,100	393,200		
113	311,300	393,800		
114	311,500	394,700		
115	311,700	395,600		
116	312,000	396,500		
117	312,300	397,300		
118	312,500	398,000		
119	312,800	398,800		
120	313,100	399,600		
121	313,300	400,200		
122	313,500	400,900		
123	313,700	401,600		
124	314,000	402,200		
125	314,300	402,800		
126		403,500		
127		404,000		
128		404,600		

	129		405, 200			
	130		405, 800			
	131		406, 300			
	132		406, 800			
	133		407, 100			
	134		407, 400			
	135		407, 700			
	136		408, 000			
	137		408, 300			
	138		408, 600			
	139		408, 900			
	140		409, 200			
	141		409, 500			
	142		409, 800			
	143		410, 100			
	144		410, 400			
	145		410, 600			
	146		410, 900			
	147		411, 200			
	148		411, 400			
	149		411, 600			
	150		411, 900			
	151		412, 200			
	152		412, 400			
	153		412, 600			
	154		412, 900			
	155		413, 200			
	156		413, 400			
	157		413, 600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 232, 500	円 278, 800	円 306, 200	円 332, 800	円 414, 700

- 備考 (一) この表は、中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円（規則で定める職員にあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として規則で定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第三（第9条関係）

学 校 栄 養 職 員 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	189,100	229,700	265,800	317,800	363,500
	2	191,200	231,100	266,600	319,200	365,200
	3	193,400	232,500	267,400	320,600	366,800
	4	195,500	233,900	268,200	322,000	368,400
	5	197,600	235,200	269,000	323,400	370,000
	6	199,700	236,400	269,800	325,000	371,600
	7	201,800	237,400	270,600	326,500	373,200
	8	203,700	238,400	271,400	328,000	374,800
	9	205,600	239,500	272,200	329,500	376,400
	10	207,600	240,700	273,000	331,100	378,400
	11	209,600	242,000	273,800	332,600	380,400
	12	211,800	243,300	274,600	334,100	382,400
	13	213,500	244,600	275,400	335,600	383,800
	14	215,600	245,900	276,200	337,200	385,500
	15	218,000	247,200	277,000	338,700	387,200
	16	220,200	248,400	277,800	340,200	388,900
	17	222,500	249,600	278,600	341,700	390,600
	18	223,700	250,800	279,400	343,300	392,100
	19	224,900	252,000	280,200	344,900	393,600
	20	226,100	253,200	281,000	346,400	395,100
	21	227,300	254,300	281,800	347,700	396,400
	22	228,300	255,200	282,700	349,200	397,700
	23	229,300	256,000	283,600	350,700	399,000
	24	230,200	256,800	284,400	352,200	400,100
	25	231,200	257,600	285,200	353,700	401,200
	26	232,200	258,400	286,100	355,200	402,300
	27	233,100	259,200	287,000	356,700	403,400
	28	234,000	260,000	287,800	358,100	404,500
	29	234,900	260,800	288,600	359,500	405,300
	30	235,800	261,600	289,700	361,100	406,100
	31	236,700	262,400	290,700	362,600	406,900
	32	237,600	263,200	291,700	364,100	407,700
	33	238,400	264,000	292,700	365,300	408,100
	34	239,200	264,800	293,800	366,400	408,700
	35	240,000	265,500	294,800	367,600	409,200
	36	240,800	266,300	295,800	368,700	409,600
	37	241,600	267,200	296,800	369,700	410,000
	38	242,400	268,000	297,800	370,500	410,200
	39	243,200	268,800	298,800	371,500	410,500
	40	244,000	269,600	299,800	372,600	410,800

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	244,600	270,400	300,800	373,600	411,100
	42	245,200	271,200	302,000	374,600	411,400
	43	245,800	272,000	303,100	375,600	411,700
	44	246,300	272,800	304,200	376,500	412,000
	45	246,800	273,500	305,300	377,300	412,200
	46	247,400	274,300	306,400	378,100	412,500
	47	247,900	275,100	307,500	379,000	412,800
	48	248,300	275,900	308,600	379,800	413,100
	49	248,700	276,600	309,700	380,300	413,300
	50	249,200	277,400	310,800	381,100	413,600
	51	249,700	278,100	311,900	381,900	413,900
	52	250,200	278,800	313,000	382,700	414,200
	53	250,500	279,500	314,000	383,100	414,400
	54	250,800	280,200	315,000	383,800	
	55	251,100	280,900	316,000	384,500	
	56	251,400	281,600	317,000	385,100	
	57	251,700	282,300	318,000	385,500	
	58	252,000	283,000	319,000	386,000	
	59	252,300	283,700	320,000	386,600	
	60	252,600	284,300	320,900	387,200	
	61	252,900	284,900	321,800	387,600	
	62	253,200	285,600	322,600	388,100	
	63	253,500	286,300	323,300	388,600	
	64	253,800	286,900	324,000	389,100	
	65	254,100	287,500	324,600	389,700	
	66	254,400	288,200	325,300	390,200	
	67	254,700	288,900	325,900	390,800	
	68	255,000	289,500	326,500	391,400	
	69	255,300	290,100	327,100	391,900	
	70	255,600	290,800	327,300	392,400	
	71	255,900	291,500	327,800	392,900	
	72	256,100	292,100	328,300	393,400	
	73	256,300	292,700	328,900	393,700	
	74	256,600	293,200	329,400	394,200	
	75	256,900	293,600	329,900	394,600	
	76	257,100	294,000	330,300	395,000	
	77	257,300	294,400	330,900	395,400	
	78	257,600	294,700	331,400		
	79	257,900	295,000	331,800		
	80	258,100	295,300	332,300		
	81	258,300	295,600	332,800		
	82	258,600	295,900	333,200		
	83	258,900	296,200	333,400		
	84	259,100	296,500	333,700		

	85	259,300	296,700	334,100		
	86		296,900	334,500		
	87		297,100	334,800		
	88		297,300	335,100		
	89		297,700	335,400		
	90		297,900	335,600		
	91		298,100	336,000		
	92		298,300	336,300		
	93		298,700	336,500		
	94		298,900	336,800		
	95		299,100	337,100		
	96		299,400	337,400		
	97		299,700	337,600		
	98		299,900	337,900		
	99		300,100	338,200		
	100		300,400	338,400		
	101		300,700	338,600		
	102		300,900	338,800		
	103		301,100	339,200		
	104		301,400	339,400		
	105		301,700	339,600		
	106			340,000		
	107			340,400		
	108			340,800		
	109			341,000		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 195,800	円 222,400	円 250,900	円 290,100	円 331,200

備考 この表は、中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第四（第9条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	232,800	268,100	301,600	324,100	358,000
	2	184,700	234,300	269,100	303,100	325,900	359,700
	3	186,000	235,800	270,100	304,600	327,700	361,300
	4	187,200	237,300	271,100	306,000	329,400	362,900
	5	188,400	238,800	272,100	307,400	331,100	364,500
	6	190,200	240,300	273,100	308,500	332,800	366,300
	7	191,800	241,800	274,100	309,500	334,500	367,800
	8	193,500	243,300	275,100	310,700	336,200	369,400
	9	195,200	244,800	276,100	311,900	337,800	370,800
	10	197,000	246,200	277,100	313,500	339,500	372,400
	11	198,700	247,600	278,100	315,100	341,200	374,000
	12	200,400	249,000	279,200	316,700	342,800	375,500
	13	202,100	250,200	280,200	318,200	344,300	377,400
	14	203,900	251,400	281,500	319,800	345,900	379,300
	15	205,700	252,600	282,800	321,400	347,500	381,200
	16	207,500	253,800	284,000	323,000	349,000	383,000
	17	208,900	254,900	285,300	324,500	350,400	384,500
	18	210,600	256,000	286,600	326,200	352,100	386,300
	19	212,300	257,100	287,800	327,800	353,700	388,000
	20	213,900	258,200	289,000	329,400	355,300	389,600
	21	215,500	259,200	290,100	330,800	356,500	391,300
	22	217,200	260,200	291,300	332,500	358,000	392,700
	23	218,900	261,200	292,600	334,200	359,500	394,100
	24	220,600	262,200	293,900	335,800	361,000	395,500
	25	222,300	263,200	295,200	337,000	362,700	396,900
	26	224,100	264,100	296,200	338,900	364,500	398,100
	27	225,500	265,000	297,200	340,600	366,200	399,300
	28	226,900	265,900	298,300	342,200	367,900	400,300
	29	228,300	266,700	299,400	343,700	369,300	401,400
	30	229,500	267,500	300,600	345,300	370,600	402,600
	31	230,600	268,300	301,700	346,900	371,800	403,700
	32	231,700	269,100	302,900	348,500	373,200	404,800
	33	232,800	269,800	304,100	350,200	374,300	405,500
	34	233,900	270,600	305,400	352,000	375,200	406,200
	35	235,000	271,400	306,700	353,800	376,200	406,900
	36	236,100	272,100	308,000	355,600	377,300	407,600
	37	237,200	272,800	309,300	357,100	378,100	408,200
	38	238,200	273,600	310,600	358,500	379,000	408,800
	39	239,200	274,400	311,900	359,900	379,900	409,300
	40	240,100	275,100	313,200	361,300	380,700	409,700

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	241,000	275,800	314,500	362,800	381,500	410,100
	42	241,900	276,600	315,800	363,600	382,300	410,300
	43	242,700	277,400	317,100	364,600	383,100	410,600
	44	243,500	278,100	318,200	365,600	383,800	410,900
	45	244,200	278,800	319,100	366,500	384,500	411,200
	46	244,800	279,500	320,400	367,600	385,200	411,500
	47	245,400	280,200	321,700	368,500	385,900	411,800
	48	246,000	280,900	323,000	369,500	386,600	412,100
	49	246,600	281,600	324,200	370,400	387,100	412,300
	50	247,200	282,300	325,500	371,100	387,700	412,600
	51	247,800	283,000	326,700	371,800	388,300	412,900
	52	248,300	283,700	327,900	372,400	389,000	413,200
	53	248,800	284,300	329,200	372,800	389,400	413,400
	54	249,200	285,000	330,300	373,400	390,000	413,700
	55	249,500	285,600	331,400	374,100	390,600	414,000
	56	249,800	286,300	332,500	374,800	391,100	414,300
	57	250,100	286,900	333,200	375,100	391,500	414,500
	58	250,400	287,600	334,100	375,800	392,100	414,800
	59	250,700	288,200	334,800	376,500	392,700	415,100
	60	251,000	288,900	335,600	377,100	393,200	415,300
	61	251,300	289,500	336,400	377,400	393,600	415,500
	62	251,600	290,200	336,800	377,900	394,100	415,800
	63	251,900	290,800	337,400	378,500	394,600	416,100
	64	252,200	291,300	338,100	379,100	395,200	416,300
	65	252,500	291,800	338,900	379,400	395,500	416,500
	66	252,800	292,400	339,600	380,000	395,900	416,800
	67	253,100	292,900	340,300	380,700	396,300	417,100
	68	253,400	293,500	340,900	381,300	396,700	417,300
	69	253,700	294,000	341,400	381,700	397,000	417,500
	70	254,000	294,500	342,000	382,200	397,300	417,800
	71	254,300	295,100	342,500	382,800	397,600	418,100
	72	254,600	295,700	343,100	383,300	397,800	418,300
	73	254,900	296,200	343,400	383,800	398,000	418,500
	74	255,200	296,700	343,900	384,400	398,300	
	75	255,500	297,100	344,300	384,900	398,600	
	76	255,800	297,400	344,700	385,200	398,800	
	77	256,100	297,600	345,100	385,600	399,000	
	78	256,400	297,900	345,600	386,100	399,300	
	79	256,700	298,100	346,100	386,500	399,600	
	80	257,000	298,400	346,600	386,900	399,800	
	81	257,300	298,600	346,900	387,300	400,000	
	82	257,600	298,800	347,300	387,800	400,300	
	83	257,900	299,100	347,700	388,200	400,600	
	84	258,200	299,300	348,100	388,600	400,800	

	85	258,500	299,600	348,400	388,900	401,000	
	86	258,800	299,900	348,800			
	87	259,100	300,200	349,200			
	88	259,400	300,500	349,600			
	89	259,700	300,800	349,800			
	90	260,000	301,100	350,200			
	91	260,300	301,400	350,600			
	92	260,600	301,800	351,000			
	93	260,900	302,000	351,200			
	94		302,200	351,600			
	95		302,500	352,000			
	96		302,900	352,300			
	97		303,100	352,600			
	98		303,400	353,000			
	99		303,800	353,400			
	100		304,200	353,800			
	101		304,400	354,300			
	102		304,700	354,700			
	103		305,000	355,100			
	104		305,300	355,500			
	105		305,500	356,000			
	106		305,800	356,400			
	107		306,100	356,700			
	108		306,400	357,000			
	109		306,600	357,500			
	110		307,000				
	111		307,400				
	112		307,700				
	113		307,900				
	114		308,100				
	115		308,400				
	116		308,800				
	117		309,000				
	118		309,200				
	119		309,500				
	120		309,800				
	121		310,200				
	122		310,400				
	123		310,700				
	124		311,000				
	125		311,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,800	円 222,300	円 262,800	円 282,500	円 297,700	円 323,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 二 (略) 3 ～ 8 (略) 9 新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。)」とする。 10 新条例第十条、第十一条及び第十五条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11・12 (略)	附 則 1 (略) (定義) 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。 二 (略) 3 ～ 8 (略) 9 新条例第二十四条第一項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤労手当の額の同条第二項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。)」とする。 10 新条例第十条、第十一条、第十五条、第十五条の三、第十七条の二及び第十七条の十の規定は、暫定再任用職員には適用しない。 11・12 (略)

(公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 ～ 3 (略) (経過措置) 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項	附 則 1 ～ 3 (略) (経過措置) 4 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項

若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員をいう。）に対する新条例第二条第一項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、附則第五条第一項から第四項まで、附則第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は附則第七条第一項から第四項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第三条及び第四条並びに附則第六項から第十項まで及び附則第十二項の規定は、令和七年四月一日から施行する。

- 2 第一条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下この項から附則第五項までにおいて「第一条改正後給与条例」という。）第十五条第三項及び別表第一から別表第四までの規定は令和六年四月一日から、第一条改正後給与条例第二十三条第二項及び第三項並びに第二十四条第二項の規定は同年十二月一日から適用する。

（令和六年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 令和六年四月一日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第一条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（次項及び附則第五項において「旧条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、三重県教育委員会（以下この項、次項並びに附則第七項及び第十一項において「県委員会」という。）が三重県人事委員会（以下この項、次項並びに附則第七項及び第十一項において「人事委員会」という。）と協議して定める職員の、第一条改正後給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところによる。

（施行日から令和七年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から令和七年三月三十一日までの間において、第一条改正後給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず旧条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条改正後給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 5 第一条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、旧条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）

- 6 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第四までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項において「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び県委員会が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置)
- 8 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例(以下「第二条改正後給与条例」という。)第十五条の規定の適用については、同条第二項中「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第二項の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」とあるのは、
- 「六 民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条の規定により、家庭裁判所において扶養の義務を負わせた者」
「七 配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」
- と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万二千元」と、「する」とあるのは「とし、前項第七号に該当する扶養親族については、三千元とする」とする。
- (令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置)
- 9 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額、第二条改正後給与条例第十五条の第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料の月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額に、規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、規則で定める。
- (再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
- 10 切替日以後に新たに給与条例第十条の二に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年三重県条例第三十八号)附則第二項第一号に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる給与条例第十七条の十の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定するへき地等学校の移転があつた再任用職員について適用する。
- (規則への委任)
- 11 附則第三項から前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県委員会及び人事委員会が共同で定める規則で定める。
- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 12 職員の育児休業等に関する条例(平成四年三重県条例第一号)の一部を次のように改正する。
- 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)			(任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の特例)		
第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			第二十五条 任期付短時間勤務職員についての公立学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。		
(略)	第十条、 第十一条 及び第十 五 条	第十条、第十一条、 第十五条、第十五条 の三及び第十六条の 二	(略)	第十条、 第十一条、 第十五条、 第十五条 の三、第 十七 条の 二及び第 十七 条の 十	第十条、第十一条、 第十五条、第十五条 の三及び第十六条の 二
	(略)	(略)		(略)	(略)

附則別表第一

高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	22
39	27	23	23
40	28	24	24
41	29	25	25
42	30	26	26
43	31	27	27
44	32	28	28
45	33	29	29
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	

58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第二

中学校・小学校教育職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	26
43	31	31	27
44	32	32	28
45	33	33	29
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	

58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

附則別表第三

学校栄養職員給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	6	2	1
11	7	3	1
12	8	4	1
13	9	5	1
14	10	6	2
15	11	7	3
16	12	8	4
17	13	9	5
18	14	10	6
19	15	11	7
20	16	12	8
21	17	13	9
22	18	14	10
23	19	15	11
24	20	16	12
25	21	17	13
26	22	18	14
27	23	19	15
28	24	20	16
29	25	21	17
30	26	22	18
31	27	23	19
32	28	24	20
33	29	25	21
34	30	26	22
35	31	27	23
36	32	28	24
37	33	29	25
38	34	30	26
39	35	31	27
40	36	32	28
41	37	33	29
42	38	34	30
43	39	35	31
44	40	36	32
45	41	37	33
46	42	38	34
47	43	39	35
48	44	40	36
49	45	41	37
50	46	42	38
51	47	43	39
52	48	44	40
53	49	45	41
54	50	46	42

55	51	47	43
56	52	48	44
57	53	49	45
58	54	50	46
59	55	51	47
60	56	52	48
61	57	53	49
62	58	54	50
63	59	55	51
64	60	56	52
65	61	57	53
66	62	58	
67	63	59	
68	64	60	
69	65	61	
70	66	62	
71	67	63	
72	68	64	
73	69	65	
74	70	66	
75	71	67	
76	72	68	
77	73	69	
78	74	70	
79	75	71	
80	76	72	
81	77	73	
82	78	74	
83	79	75	
84	80	76	
85	81	77	
86	82		
87	83		
88	84		
89	85		
90	86		
91	87		
92	88		
93	89		
94	90		
95	91		
96	92		
97	93		
98	94		
99	95		
100	96		
101	97		
102	98		
103	99		
104	100		
105	101		
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

附則別表第四

行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22
35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41

54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十六号

公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) (勤勉手当) 第七条 (略) 2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の実績手当基礎額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 (略)	(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>百分の百二十二・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) (勤勉手当) 第七条 (略) 2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の実績手当基礎額に<u>百分の百二・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 (略)

第二条 公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>百分の百二十五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) (勤勉手当) 第七条 (略) 2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の実績手当基礎額に<u>百分の百五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 (略)	(期末手当) 第六条 (略) 2 期末手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。</u> 3・4 (略) (勤勉手当) 第七条 (略) 2 勤勉手当の額は、第三条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の実績手当基礎額に、<u>六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u> 3 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例のうち、第一条並びに次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定（次項において「新条例の規定」という。）は、令和六年十二月一日から適用する。
- (期末手当及び勤勉手当の内払)
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の公立学校の会計年度任用職員の報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当及び勤勉手当は、新条例の規定による期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年三月二十一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第二十七号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除) 第九条の二 県委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。 2 (略) (介護休暇) 第十六条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第十九条の二第一項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) 第十九条 (略) (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) 第十九条の二 県委員会は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に	(育児又は介護を行う職員の時間外勤務の免除) 第九条の二 県委員会は、三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。 2 (略) (介護休暇) 第十六条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、県委員会が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 (略) 第十九条 (略)

資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 県委員会は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。
- （勤務環境の整備に関する措置）

第十九条の三 県委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三重県人事委員会規則 第四号）第七条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条の二第一項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。